

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	新妻	秀規 (公明)	船橋	利実 (自民)	音喜多	駿 (維教)
理事	井上	義行 (自民)	堀井	巖 (自民)	高木	かおり (維教)
理事	岩本	剛人 (自民)	牧野	たかお (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	藤井	一博 (自民)	松下	新平 (自民)	伊藤	岳 (共産)
理事	小沢	雅仁 (立憲)	山本	順三 (自民)	齊藤	健一郎 (N党)
理事	山本	博司 (公明)	岸	真紀子 (立憲)	浜田	聡 (N党)
	中西	祐介 (自民)	野田	国義 (立憲)	広田	一 (無)
	馬場	成志 (自民)	吉川	沙織 (立憲)		
	藤川	政人 (自民)	西田	実仁 (公明)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第213回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件及び承認案件1件の合計8件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法の一部を改正する法律案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとするものである。

委員会においては、雑損控除の特例を設ける理由と追加的措置の必要性、被災者に対する特例措置の周知方法と支援策、被災地に対する特別交付税措置についての考え方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施するとともに、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和6年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金の創設等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、定額減税の実施に伴う地方行財政へ

の影響、森林環境譲与税の譲与基準見直しの効果、こども・子育て政策に係る地方財政措置、会計年度任用職員の処遇改善の必要性、特別交付税の算定方法の客観化及び明確化等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案提出の経緯と今後の検討の方向性、NTTの研究に係る責務を廃止する趣旨、電話のユニバーサルサービス確保の在り方、NTTの外資規制等の見直しによる経済安全保障上の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、大規模特定電気通信役務提供者が毎年1回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を明記する修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、インターネット上の違法・有害情報への対応の在り方、本法律案による措置のプラットフォーム事業者における実効性の担保、大規模特定電気通信役務提供者の指定基準等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法の一部を改正する法律案は、NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、必須業務化されるインターネット配信の範囲、NHKによるテキスト情報等の配信と競争評価のプロセス、必須業務化に伴う受信料制度の在り方、難視聴解消措置への協力義務に対するNHKの取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会

に報告する規定を設ける修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案の立法事実と地方自治の本旨や地方分権改革との整合性、補充的な指示に関する要件の明確化、地方公共団体との事前協議及び国会の関与の重要性、指定地域共同活動団体の制度運用の在り方、地方公共団体における情報セキュリティ確保の取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和6年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,021億円、支出が6,591億円で、570億円の収支不足であり、不足額は、還元目的積立金の一部をもって補填することとし、事業計画では、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点の提供と信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツ価値の最大化を図ること等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送として果たすべき役割、経営委員会の役割とガバナンスの強化、令和6年能登半島地震におけるNHKの報道体制、NHKにおける人事制度改革の見直し、受信料徴収の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月7日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴取し、令和6年度総務省関係予算に関する件について馬場総務副大臣から説明を聴取した。

3月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、広域連携やデジタル化を通じた地方公共団体の行政サービス維持・強化への取組、消防職員への団結権の付与についての総務大臣の認識、郵政民営化の総合的な検証と郵便料金規制等の制度見直しの必要性、電話リレーサービスの普及啓発に向けた更なる周知の必要性、収支が厳しい特定地域づくり事業協同組合に対する好事例紹介や相談支援など継続できる環境整備の必要性、国として短波放送「しおかぜ」の維持に向けた取組の必要性、NHKが今後作成する番組関連情報の配信に係る業務規程に対する総務大臣の期待、地方公共団体における災害救援車やトイレトレーラーの導入促進に向けた財政支援の現状、地方公共団体の職員における男女賃金格差に対する総務大臣の見解、拉致問題解決に向けた総務大臣としての意気込みとNHKの同問題解決への姿勢、需要増大に伴う救急体制のひっ迫に対する総務大臣の認識等の質疑を行った。

3月19日、令和6年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴取した後、馬場総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた、令和6年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、マイナス金利政策が実施された期間における地方公共団体の公債費の推移と地方財政への影響、令和7年度以降の地方財政運営の見通しと地方一般財源の総額確保に向けた取組、一連の政治資金規正法違反事件に対する総務大臣の所見と収支報告書のデジタル化に向けた課題、消防現場におけるハラスメント対策の必要性、固定

資産税の過大徴収に対する現状の認識と今後の対応、消防指令センターがSNS上で災害情報を収集する際の偽・誤情報対策の取組、これまでの地方分権改革に対する総務大臣の見解、ふるさと納税について地方分権の観点から国の関与を見直す必要性、令和6年能登半島地震における災害報道の課題、顔認証マイナンバーカードの利用者が利便性に制限があることについての総務大臣の認識、戦没者の遺骨収集について集中実施期間終了後の厚生労働省の取組方針、競馬等の払戻金を宝くじの当せん金と同様に非課税とする必要性、各地方公共団体における消防団員の年額報酬の基準額達成に向けた消防庁の取組状況等の質疑を行った。

3月28日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、大規模災害等への対応に関する決議を行った。

4月11日、政治資金の諸問題についての総務大臣の認識と政治団体の解散後の財産処理、地方公共団体におけるカスタマーハラスメントについての総務省の認識と対策の状況、日本郵政保有の金融2社株の完全売却により郵政事業の抜本的な合理化を進めることに対する総務大臣の見解、全国との賃上げ格差や価格転嫁の状況を含む地方の賃上げに対する総務大臣の現状認識、NHKと旧ジャニーズ事務所との契約の在り方、受信料不払者に対する法的手続の在り方の見直しに対するNHK会長の見解、消防団員の被服の充実やなり手不足解消に向けた行事や訓練等の活動内容見直しの必要性等について質疑を行った。

4月25日、LINEヤフー社による情報漏えい事案に対する行政指導の状況と再発防止策、ふるさと納税制度による寄附文化の醸成についての総務大臣の認識、地方公共団体情報システム標準化の期限を令和7年度末から延期する必要性、提供が終了した聴覚障害者向けサービス「みえる電話」の継続の要望に対する総務省の認識、LINEヤフー社による情報漏えい事案に対する総務省の対応、住宅等の耐震化推進に向けた実効性の高い具体的な対応策等について質疑を行った。

5月21日、地方公務員の旅費に関する条例改正の促進、日本郵政グループにおける新たなビジネスモデル創出に向けた取組とゆうちょ銀行株売却益の活用策、地方への人の流れの創出と拡大に向けた総務大臣の決意、投票率の低迷及び被選挙権年齢の引下げについての総務大臣所見、災害対応に係る各地方公共団体の情報システムの採用状況、改正放送法に基づきNHKが提供する番組関連情報の配信の検討状況、受信契約の必要のない世帯に誤解が生じないようにNHKによる特別あて所配達郵便の利用に関して総務省が指導を行う必要性、NHK収納スタッフの待遇の在り方等について質疑を行った。

5月28日、政治資金規正法の制定過程と法律の題名に「規正」を用いた意味、緊急消防援助隊の手当に関する調査の実施状況、地方議会議員の子育てと議員活動の両立支援のための政府の取組、自動車税環境性能割の対象に被けん引自動車が含まれることの妥当性、マイナンバーシステムの利用について地方公共団体の判断・実勢を尊重する必要性、NHKの放送スクランブル化に対する経営委員長、NHK会長及び総務大臣の見解、鉄道を始めとする地域公共交通の現状と課題に関する総務大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和6年2月21日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)**について松本総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、馬場総務副大臣、古賀内閣府副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

野田国義君(立憲)、高木かおり君(維教)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)、広田一君(無)

(閣法第21号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、N党、無(広田一君)

反対会派 なし

○令和6年3月7日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴いた。
- 令和6年度総務省関係予算に関する件について馬場総務副大臣から説明を聴いた。

○令和6年3月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣、馬場総務副大臣、渡辺総務副大臣、あべ文部科学副大臣、船橋総務大臣政務官、西田総務大臣政務官、土田デジタル大臣政務官、本田文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会理事根本拓也君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会会長稲葉延雄君及び同協会専務理事小池英夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、野田国義君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、山本博司君(公明)、西田実仁君(公明)、高木かおり君(維教)、音喜多駿君(維教)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)、浜田聡君(N党)、広田一君(無)

○令和6年3月19日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和6年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴いた後、馬場総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)**
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
以上両案について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、鈴木農林水産副大臣、馬場総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井一博君(自民)、岸真紀子君(立憲)、山本博司君(公明)

○令和6年3月22日(金) (第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年度一般会計予算（衆議院送付）

令和6年度特別会計予算（衆議院送付）

令和6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））について松本総務大臣、工藤内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、武村農林水産副大臣、船橋総務大臣政務官、瀬戸財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について松本総務大臣、馬場総務副大臣、工藤内閣府副大臣、船橋総務大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年3月28日（木）（第6回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明、維教

反対会派 立憲、民主、共産、N党、無（広田一君）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（広田一君）

反対会派 共産、N党

○自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、大規模災害等への対応に関する決議を行った。

○令和6年3月29日（金）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について

松本総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君から説明を聴き、同大臣、渡辺総務副大臣、西田総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会理事根本拓也君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君、同協会専務理事竹村範之君、同協会専務理事小池英夫君及び同協会理事・技師長寺田健二君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、藤井一博君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、西田実仁君（公明）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、無（広田一君）

反対会派 N党

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月11日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政治団体の解散に関する件、地方公共団体におけるカスタマーハラスメント対策に関する件、郵政事業の在り方に関する件、地域における賃上げの状況に関する件、日本放送協会と人権上問題のある企業との関係に関する件、日本放送協会の受信料公平負担に関する件、消防団員の職場環境に関する件等について松本総務大臣、上月経済産業副大臣、渡辺総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、広田一君（無）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、芳賀道也君（民主）

○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和6年4月16日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について松本総務大臣、渡辺総務副大臣、馬場総務副大臣、西田総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

（閣法第33号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、N党、無（広田一君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和6年4月25日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○LINEヤフー社による情報漏えい事案に関する件、ふるさと納税を通じた寄附文化の醸成に関する件、地方公共団体の情報システム標準化の期限に関する件、聴覚障害者向けサービス「みえる電話」の提供終了に関する件、住宅等の耐震化推進に関する件等について松本総務大臣、工藤内閣府副大臣、土田デジタル大臣政務官、船橋総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡

君（N党）、広田一君（無）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中司宏君から説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年5月7日（火）（第11回）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社日本総合研究所執行役員法務部長 大谷和子君

弁護士 清水陽平君

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

○令和6年5月9日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中司宏君、松本総務大臣、本田文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、野田国義君（立憲）、山本博司君（公明）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）、音喜多駿君（維教）

（閣法第34号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産、N党（一部）、無（広田一君）

反対会派 N党（一部）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年5月14日（火）（第13回）

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和6年5月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について松本総務大臣、渡辺総務副大臣、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本放送協会専務理事小池英夫君、同協会会長稲葉延雄君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会理事中嶋太一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、無（広田一君）

反対会派 共産、N党

○令和6年5月21日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員の旅費についての条例改正に関する件、日本郵政グループの経営状況に関する件、地域活性化に向けた政府の取組に関する件、被選挙権年齢の引下げに関する件、地方公共団体における災害対応に係る情報システムの選定に関する件、日本放送協会が提供する番組関連情報の配信に関する件、日本放送協会による特別あて所配達郵便の利用に関する件、日本放送協会の収納スタッフの待遇に関する件等について松本総務大臣、馬場総務副大臣、船橋総務大臣政務官、西田総務大臣政務官、石橋国土交通大臣政務官、中野法務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役千田哲也君、同株式会社代表執行役副社長加藤進康君、日本放送協会専務理事小池英夫君及び同協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年5月28日(火) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法の制定過程の意義に関する件、緊急消防援助隊の処遇に関する件、地方議会議員の子育てと議員活動の両立支援に関する件、被けん引自動車に対する自動車税環境性能割の課税に関する件、マイナンバー制度の利活用における課題に関する件、日本放送協会の放送のスクランブル化に関する件、地域公共交通の現状と課題に関する件等について松本総務大臣、進藤財務大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局、参考人日本放送協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、音喜多駿君（維教）、浜口誠君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月6日(木) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員中司宏君から説明を聴いた後、同君、松本総務大臣、船橋総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事小池英夫君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）、岩本剛人君（自民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和6年6月11日(火) (第18回)

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を

聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原出君

早稲田大学政治経済学術院教授 小原隆治君

一般社団法人コード・フォー・ジャパン

滋賀県日野町政策参与 東健二郎君

龍谷大学法学部教授 本多滝夫君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月13日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中司宏君、松本総務大臣、馬場総務副大臣、安江文部科学大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、政府参考人、衆議院事務局当局及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、高木かおり君（維教）、音喜多駿君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

○令和6年6月18日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について松本総務大臣、船橋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、高木かおり君（維教）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）、広田一君（無）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、公明、維教、民主、N党

反対会派 立憲、共産、無（広田一君）

なお、附帯決議を行った。

○令和6年6月21日（金）（第21回）

○請願第1347号を審査した。

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

―自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築、 大規模災害等への対応に関する決議―

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施等への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、デジタル化、こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 二、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費の自然増など拡大する財政需要に合わせて充実させるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。
- 三、会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置すること。また、会計年度任用職員制度の導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適正な任用・勤務条件等が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。
- 四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の客観化及び明確化の取組を一層推進するとともに、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 八、個人住民税の定額減税並びに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施に当たっては、地方公共団体の事務負担やこれらに伴う地方公共団体の減収及び事務経費については、国の責任にお

いて必要な財政措置等を講ずること。

九、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。

十、森林環境税及び森林環境譲与税については、地方公共団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各団体への助言や人的・財政的支援を行うとともに、森林資源の循環利用をより一層促進するため、新たな木材利用を創出すること等により、木材の利用拡大を図ること。また、森林吸収源対策推進の重要性に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。

十一、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。

十三、地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。

十四、物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。また、指定管理者や委託事業者が物価高騰に対応し、安定的な業務運営を行うため、指定管理料や契約金額の見直し等が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

十五、マイナンバーカードの普及促進に当たっては、保有枚数率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、カードを取得していない住民が、必要な行政サービスを受けられなくなることをないようにすること。

十六、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、令和6年能登半島地震を始め、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、予防保全の視点も含めた防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

十七、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、引き続き国の責任において必要な財政支援を行うこと。

右決議する。